

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則

平成16年4月1日

規則第12号

最終改正 平成28年3月31日

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（以下「運営規則」という。）第17条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の任期等）

第2条 運営規則第17条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第17条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、評価事業部評価企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月19日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後、平成19年度末日までに任命する委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年6月末日までとする。

附 則 (平成19年3月12日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月11日)

この規則は、平成25年6月11日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。